

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令等について
(技術基準の見直し)

令和 6 年 9 月
経済産業省
産業保安・安全グループ
鉾山・火薬類監理官付

1. 背景

- 火薬庫等の変更工事を行う場合は、変更工事に係る許可を受けた後工事に着手するところ、火薬類による危害発生リスクに鑑み、一部の工事については「軽微な変更の工事」として工事完了後の届出による手続きが可能となっている。火薬類による危害の防止を図りつつ、照明設備の LED 化の導入ニーズ等に対し、軽微な変更の工事の対象の追加を行う。
- 火薬庫等は、火薬類が万一爆発した場合の危害の低減を図るために土堤の設置を義務づけているが、堤面角度 45 度の土堤が占有する面積は大きく、新たな施設建設を困難とする大きな要因の一つとなっていることから、保安上支障のない範囲においてその占有面積を縮小する方策として、内面角度 90 度の土堤の設置を可能とする改定を行う。
- 火薬又は爆薬を輸入した者、又は製造後一定の期間が経過した火薬又は爆薬を所有する者は、その火薬又は爆薬について、含有している硝酸エステルが経時変化することにより硝酸等の窒素酸化物が発生し、反応熱の蓄積により火薬等内部の温度が上昇して自然発火すること等を防止するために、安定度試験を行うこととなっている。
一方で、硝酸エステルを含有しない爆薬は、強酸により爆薬が分解されることがあったとしても、それは局所的であり、ニトロ化合物のような爆薬が自然発火に至るまでの工程を経て温度が上昇することは考え難いため、当該爆薬に対する安定度試験を実施すべき期間を緩和するとともに、JIS 規格に則した安定度試験方法の指定や新たな耐熱試験方法の追加等を行う。
- 平成 25 年法律第 28 号による住民基本台帳法の一部改正に伴い所要の改正を行う。
- 最大貯蔵量が 0.2 トン以下の火薬庫について、事業所の用に供する第 3 種、4 種保安物件に対して取るべき距離が、事業所外のそれよりも長い距離を要することとなっている件について、事業所外物件と同等の距離を確保する旨の改正を行う。

2. 概要

(1) 火薬類取締法施行規則の一部改正

① 軽微な変更の工事の追加

火薬類による危害の防止を図りつつ、製造施設における照明設備の変更の工事、火

薬庫における照明設備、警鳴装置の変更の工事等について、規則に定める軽微な変更工事として追加する。

②内面が90度（垂直）の土堤の追加

火薬類の万一の爆発に際し、これまでの土堤と同等以上の性能を有することを前提に、内面が垂直かつ土以外の材質等、新たな土堤を設置するための改正を行う。

③火薬類の安定度試験に関する技術基準の見直し

火薬類が有する物性を鑑み、硝酸エステルを含有しない爆薬における安定度試験を実施すべき期間を緩和するほか、輸入火薬の国内製造火薬類と同等の試験内容への変更、JIS規格に則した安定度試験方法の指定や耐熱試験方法への検知管式ガス測定器を用いた方法の追加等の改正を行う。

④住民基本台帳法の改正に伴う見直し

火薬類取締法施行規則において引用している住民基本台帳法の条項について、現行法の条項に合わせて改正を行う。

(2) 安定度試験機器等を指定する告示の廃止

上記(1)③の施行規則の改正において、安定度試験に使用する機器等はJIS規格に則したものとすることとなったため、試験機器等を告示で定めるとしていた施行規則第63条は削除することとしており、これに伴い、安定度試験機器等を指定する告示を廃止することとする。

(3) 火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設たる保安物件に対してとるべき保安距離の告示の改正

火薬庫（0.2トン以下の貯蔵量）からもっぱら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する第3種、第4種保安物件に対してとるべき距離について、現状所外物件に対してとるべき保安距離と同等の距離を確保するべく所要の改正を行う。

(4) その他（省令・告示における表現の修正等）

「および」、「または」を「及び」、「又は」に修正する等、旧字体その他所要の表現修正を施す。

3. 今後のスケジュール

令和6年9月20日～10月21日	パブリックコメントの募集
令和6年11月下旬頃	公布（予定）
令和6年12月下旬頃	施行（予定）